# 高齢者叙勲・古谷忠勝さんが「瑞宝双光章」を受章

元東海村助役の古谷忠勝さん(88歳・豊白)が地方自治功労により、瑞宝双光章を受章されました。

古谷さんは、平成2年7月から平成10年6月までの2期8年にわたり東海村助役として在職されました。その間、さまざまな事業に取り組み、卓越した指導力と先見性を持って村政に尽力するなど、地方自治発展のため多大なる貢献をされ、このたびの受章となりました。

【問い合わせ】秘書広報課女性活 躍・国際化担当(☎282-1711 内線1302)



# ペットの飼い主の皆さまへ

## 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部が及びきなれました

県内では、犬の放し飼い等により人への危害を及ぼす事案が依然として発生していることに加え、平成28年に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が制定され、さらなる犬猫の殺処分ゼロに向けた取り組みを推進しています。このたび、犬の放し飼い等の違反に対し罰則を引き上げ、飼い主の適正な飼養管理をより徹底することとしました。施行期日は4月1日(月)です。

#### ■措置命令違反にかかる罰則の強化(第17条関係)

動物(特定動物を除く)が人に危害を加えたとき、または加える恐れのあると認めるとき →殺処分、けい留\*、施設の設置・改善、口輪の装着等の措置命令(文書指導〈措置命令書〉)



#### 措置命令に違反すると…

「現行] 6 月以下の懲役または20万円以下の罰金 → 「改正後] 6 月以下の懲役または50万円以下の罰金

#### ■立入調査拒否等に係る罰則の強化(第18条関係(旧条例:第18条関係))

正当な理由なく調査を拒否した場合 ※県が動物の所有者へ必要な報告を求めたことに対して報告をしない等の違反をした場合も、本条の規定が適用されます。

### 調査を拒否すると…

[現行]20万円以下の罰金 → [改正後]30万円以下の罰金



#### ■犬のけい留義務違反等に係る罰則の強化(第18条関係(旧条例:第19条関係))

犬のけい留義務違反 ※▽動物が人の生命または身体に危害を加えたときの届出義務(第10条第1項)▽人の生命または身体に危害を加えた犬を検診させる義務(第10条第2項)▽野犬等を掃とうするために配置した薬物の移動または損傷の禁止(第13条第3項)──に違反した場合も、本条の規定が適用されます。

#### けい留義務に違反すると…

[現行] 5万円以下の罰金または科料 → [改正後] 30万円以下の罰金

※けい留とは…飼い犬を、逃げる恐れがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、柵やおり、その他の囲いの中で飼養する、または鎖等でつないでおくこと。特定犬(規則で定めるものを除く)については、おりの中で飼養すること。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)